

Partner's public relations magazine

2012年4月発行
Vol.1

パートナーズ

相続税調査の状況

贈与税ってどんな税金？

平成24年度税制改正の概略

会報誌

価格0円(税込み)



厳選

スイーツ好きの従業員がオススメする
いま話題のコンビニスイーツ



<http://www.zei-partners.com>

ご入会ありがとうございます

パートナーズ会員にご入会いただきありがとうございます。

資産家向けのパートナーズ会員様には財産管理や財産承継に必要な情報を提供させていただきます。

第一回目の会報誌では、相続税の申告の恐さを知っていただける内容をご用意いたしました。下記の資料でもお分かりになるように、相続税の追徴税額と修正申告の多さは他の所得税などと比較して異常と思います。これだけ多くの相続税の増額の訂正があれば、逆に減額の訂正も多くあるのではないかと思います。

私どもの事務所では、過去に提出済みの相続税申告書の申告内容を、昨年5件見直したところ4件の相続税の還付と1件の増額がありました。4件の還付のうち2件は税務調査済みで、1件の増額はやはり税務調査があり修正申告をすることになりました。つまり5件中5件が適正な申告が出来ていないということになりました。

税務署は申告納税方式を尊重して

り、安く申告している内容に関しては

訂正をするようにと連絡をしますが、

高く申告している場合には高いから返

す、とは連絡はしてくれません。

相続税専門の税理士に適正な申告

内容であるかを確認してもらうことを

オススメします。税務署が受理してく

れたから問題ないと言われる方もいら

っしゃいますが、税務署と納税者(作

成税理士)とは違う立場の第三者の確

認も必要と思います。

また、そのうえで判断に必要な疑

問点やご不明な点などがございました

ら気軽に相談下さい。



税理士法人 パートナーズ

代表社員 川本 洋

【相続税調査の状況】

国税庁では、平成22事務年度（平成22年7月から平成23年6月まで）の相続税の実地調査の結果をHPで公表しています。

これによれば、実地調査件数は、13,668件で、このうち82.5%の11,276件で申告漏れ等の非違が指摘されています。

申告漏れ課税価格は3,994億円、実地調査1件あたり2,922万円で、申告漏れとなった相続財産のうち、一番多いのは現金・預貯金等で1,332億円、次いで土地719億円、有価証券の631億円の順となっており、追徴税額は797億円で、実地調査1件あたりでは583万円となっています。

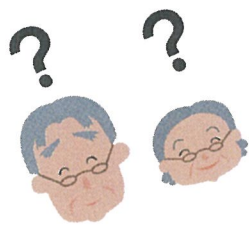
最近の調査では、海外資産に関連するものが増加しており、実地調査件数は695件（前事務年度比130.9%）で59億円の海外資産に係る申告漏れ（1件あたり5,047万円）が指摘されています。

また、無申告の事案に関連するものも増加しており、実地調査件数は1,050件（前事務年度比167.7%）で1,055億円の申告漏れがあり、1件あたりに換算するとおおよそ1億円の申告漏れになります。

今後も資料情報のさらなる収集を積極的に行い、的確な課税を行っていくとしています。

実地調査件数13,668件		申告漏れ11,276件(82.5%)	
申告漏れ課税価格	3,994億円	実地調査1件あたり	2,922万円
(内訳) 現金・預貯金等	1,332億円		
土地	719億円		
有価証券	631億円		
追徴税額	797億円		583万円
無申告	1,055億円		おおよそ1億円

平成22年7月から平成23年6月まで



贈与税ってどんな税金？



■贈与税はどんな時に払いますか？

個人から年間110万円（基礎控除額）を越える財産をもらったときには贈与税がかかります。財産をもらった人が贈与税を国に納めなければなりません。

◆申告しなければならない人

◆受贈者（もらった人）

申告書の提出先	受贈者の住所地の税務署
申告期限	贈与の翌年の2月1日～3月15日
提出書類	贈与税の申告書
納税期限	申告期限と同じ
課税対象	贈与により取得した財産

■贈与税の計算の仕組みは？

【概要】 贈与税は1年間にもらった財産の合計額から、基礎控除額110万円を差し引き、その残額に税率をかけて計算されます。但し、下記の場合には税額が軽減されます。

①配偶者控除

20年以上連れ添った配偶者から居住用の土地・建物または金銭（居住用の不動産取得用）を贈与された場合の2000万円控除

②相続時精算課税制度など

【贈与税の税率】

〈贈与税速算表〉

基礎控除後の課税価格	税率	速算控除額 (単位：_万円)
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10
400万円以下	20%	25
600万円以下	30%	65
1000万円以下	40%	125
1000万円超	50%	225

(例) 500万円を贈与した場合

課税価格 500万-110万（基礎控除）=390万円

課税 390万円×20%-25万円=53万円

■贈与税のかかる財産は？

贈与税は贈与によってもらったすべての財産にかかります。この財産には、現金、預貯金、有価証券、土地、家賃、貸付金、営業権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべてが含まれます。但し、下記のような財産には贈与税は課税されません。（非課税財産）

- ・親族からの生活費や教育費として贈与を受けた財産
- ・香典、花輪代、お祝い金、年末年始の贈答品など
- ・離婚に際しての財産分与など



税制改正の概略

法人税関係

- 研究開発税制の延長
- 環境関連投資促進税制の拡充
- 中小企業投資促進税制の拡充・延長
- 交際費等の課税の特例の延長
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特定の特例の延長
- 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し
- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

所得税関係

- 給与所得控除・特定支出控除の見直し
- 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し
- 住宅税制の改正
- 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の改正

資産税関係

- CLOSE UP** 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正
- CLOSE UP** 住宅所得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長
- 相続税の連帯納付義務の改正

国際課税関係

- 国外財産調書制度の創設

地球温暖化対策関係

- 地球温暖化対策のための税導入

平成23年度税制改正等(平成23年12月2日公布分)

- 法人税率の改正・復興特別法人税
- 復興特別所得税
- 個人住民税の税率の特例

- CLOSE UP** 更正の請求期間の延長



■資産税関係

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

本制度における非課税限度額（現行：1,000万円）が次のとおり拡充され、適用期限が平成26年12月31日まで延長されます。

(イ) 非課税限度額

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋（注1）	左記以外の住宅用家屋（注2）
平成24年中	1,500万円	1,000万円
平成25年中	1,200万円	700万円
平成26年中	1,000万円	500万円

（注1）東日本大震災の被害者については、平成24年中から平成26年中まで非課税限度額が1,500万円となります。

（注2）東日本大震災の被害者については、平成24年中から平成26年中まで非課税限度額が1,000万円となります。

東日本大震災の被害者東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます）をいいます。

(ロ) 面積制限

適用対象となる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下となります。

【適用時期】

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

■更正の請求期間の延長

平成23年度税制改正等（平成23年12月2日公布分）

更正の請求の期間が原則5年（改正前：1年）に延長されました。これと併行して税務署長が増額更正できる期間も所得税・消費税などが原則5年（改正前：3年）に延長されました。なお、不正がある場合の除斥期間は現行の7年のままとされます。

また、贈与税と、移転価格税制に係る法人税の更正の請求期間は6年（改正前：1年）、法人税の純損失に係る更正の請求期間は9年（改正前：1年）に延長されました。なお、更正の請求の対象範囲の拡大等も行われました。

【適用時期】

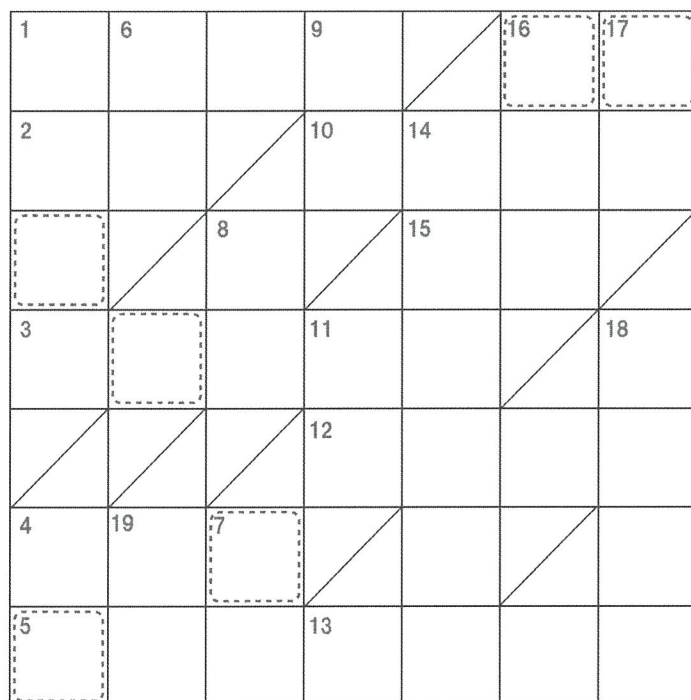
更正の請求期間の延長は、原則平成23年12月2日以後に法定申告期限が来る国税について適用されます。



クロスワードパズル



の文字を並び替えると出来る人物名を当ててください



ヒント 答え

この会報誌に載っている人物です

【横のカギ】

- 炒めてちょっと甘くなったのが美味しいですね
- 遠距離攻撃の花形だった時代もありました
- この野菜は栄養が豊富そう、〇〇野菜
- リチン、リコピンなど代表的成分でコレステロール値、血圧の抑制、また抗癌作用のある野菜
- 強い辛味で食欲を増進させる野菜
- 野生動物による被害も多いです
- 一本でも
- 子供が嫌いな野菜
- 秋にはお嫁さんに食べさせてはいけない
- ネギをしょっている鳥

【縦のカギ】

- カッパの好物
- 戦後は〇〇で取引されていた米や野菜が高く売れました
- カラスより大きく濃い褐色のタカ科の鳥
- 〇〇ばかり食べてないで野菜も食べなさい
- 鹿の〇〇は毎年生え替わるらしいですよ
- 毎年節分にやつつけられています
- 一部はアイドル化している職業
- 東京では増えすぎて問題になっている鳥です
- これで悪い点を取ってしまうと本番が心配になります
- 穴だらけですけど欠陥品ではありません
- 独眼竜といえば伊達〇宗

スイーツにうるさい税理士

砂原 洋一

sunahara yo-ichi

第1回

『コンビニスイーツ』



はじめまして、税理士法人パートナーズの砂原です。このコーナーではいま1番のスイーツを紹介します。記念すべき第1回目のおすすめは「ローソン」です！その中でも私の一押しは純正クリーム大福とプレミアムティラミスです。純正クリーム大福はマシュマロみたいにふわふわで真っ白なお餅の中にあんこがギッシリ詰まっていてとても美味しい！ティラミスも同じようにとてもクリーミーでケーキ屋さんのケーキを食べているような本格的な味です！

最近はコンビニのスイーツもかなりレベルが上がってきています！みなさんも是非一度食べてみてください！



プレミアムティラミス 税込み210円



純正クリーム大福 税込み260円

資産家向け

Partners Membership

Partners Membership

Partners Membership

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞かない税務、相続、贈与などの関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費

無料

会報誌の発行

特典

①

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典

②

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なことをご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税制改正・判決事例の提供

特典

③

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

お客様の立場に立って行動すること

お客様に必要な情報を迅速かつタイムリーに提供すること

お客様のニーズを的確にとらえ、最高のサービスを提供すること

お客様の本当の意味でのパートナーになれるよう日々業務に取り組んでおります。

税理士法人 パートナーズ

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください